

産業廃棄物処理施設設置許可証

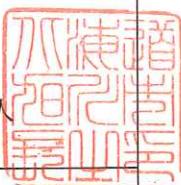
平成22年12月29日

住所 北海道旭川市6条通9丁目46番地

氏名 株式会社旭川振興公社
代表取締役 高瀬 善朗

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

旭川市長 西川 将人



許可の年月日	平成22年12月29日	許可番号	旭環対指令第220161号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	施行令第7条第14号ロ及びハ（安定型及び管理型最終処分場） 燃え殻、汚泥、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、廃石綿等		
設置場所	北海道旭川市江丹別町共和48番1、58番2、326番		
処理能力	面積 16,000m ² 、容積 162,241m ³		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 — 無		
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(日本工業規格 A列4番)